



うちなー健康経営宣言

第36号

令和 3 年 4 月 1 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

県内すべての職場、そこで働くすべての労働者に対し、労働基準法並びに労働安全法などの法令の普及、啓発を配信する窓口であることから、協会職員としての私たちは、世界保健機関が定義している肉体的、精神的のすべてが満たされ、他の模範となれるよう率先して努めていかなければならないと考えます。

ここに健康経営を宣言することによって、不摂生になりがちな日々の生活環境を改善し、身も心も健康であり続け、なお且つ、仕事と生活の調和が取れた職場環境を構築するため、下記の取り組みを積極的に実践することによって、沖縄健康長寿復活に向けて一役を担っていきます。

一般社団法人沖縄県労働基準協会 会長 古波津 昇

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 始業前、朝のラジオ体操で心身リフレッシュ！
5. 水曜日の昼食は野菜サラダを食べようデー！
6. ビネガー入り飲料水を飲みましょうっ酢！

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。